

改正

平成27年12月28日規則第26号

平成28年3月7日規則第7号

平成28年6月15日規則第28号

平成28年11月22日規則第37号

平成29年3月31日規則第14号

平成30年3月29日規則第4号

令和2年3月23日規則第7号

滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の額（滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）第13条第1項に規定する利用者負担額及び同条例第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、別表第1により町長が決定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入所し、又は退所した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(利用者負担額の減免)

第4条 町長は、教育・保育給付認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。ただし、町内公立幼稚園においては、これとは別に規定を定める。

2 前項の規定により利用者負担額の減額又は免除を受けようとする者は、利用者負担額減免申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、利用者負担額の減額又は免除を決定したときは、利用者負担額減免決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

（利用者負担額の納付）

第5条 教育・保育給付認定保護者は、利用者負担額を毎月末日までに納付しなければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額の徴収に関しては、滑川町会計規則（平成8年規則第8号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

（滑川町保育所保育料の徴収に関する規則の廃止）

2 滑川町保育所保育料の徴収に関する規則（昭和53年規則第2号）は、廃止する。

（滑川町保育所保育料の徴収に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 廃止前の滑川町保育所保育料の徴収に関する規則の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第26号）

改正

平成28年6月15日規則第28号

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則による利用者負担額減免申請書（次項において「旧様式」という。）は、この規則による改正後の滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則による利用者負担額減免申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月7日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月15日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年11月22日規則第37号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

(1) 利用者負担額徴収基準額表 (教育標準時間認定 (1号認定))

階層区分	定義	月額	
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。以下同じ。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	0円	
第2階層	第1階層を除き、市区町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	0円	
第3階層	第1階層を除き、前年度	77,100円以下	0円
第4階層	分の市区町村民税の所得割額が次の区分に該当す	77,101円以上 211,200円以下	0円

第5階層	る世帯	211,201円以上	0円
------	-----	------------	----

(2) 利用者負担額徴収基準額表 (保育認定 (2号認定・3号認定))

階層区分	定義	月額				
		3歳以上児 (2号認定)		3歳未満児 (3号認定)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、市区町村住民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、市区町村住民税均等割課税のみ世帯	0円	0円	6,000円	5,800円	
第4階層	第1階層を除き、前	27,000円未満	0円	0円	7,000円	6,800円
第5階層	年度分の	27,000円以上	0円	0円	9,000円	8,800円
第6階層	市区町村	48,600円未満	0円	0円	21,000円	20,700円
第7階層	民税の所得割額が	48,600円以上	0円	0円	31,500円	31,200円
第8階層	次の区分に該当す	97,000円未満	0円	0円	33,000円	32,600円
第9階層	る世帯	133,000円未満	0円	0円	41,200円	40,800円
		169,000円未満				
		169,000円以上	0円	0円		
		200,000円未満				

第10階 層	200,000円以上	0円	0円	42,000円	41,500円
	301,000円未満				
第11階 層	301,000円以上	0円	0円	46,000円	45,400円
	397,000円未満				
第12階 層	397,000円以上	0円	0円	47,000円	46,300円

備考

- 「3歳以上児」とは年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳以上である保育の提供を受ける子どもをいい、「3歳未満児」とは基準日において3歳未満である保育の提供を受ける子どもをいう。
- 「保育標準時間」とは保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものとして、1月当たり平均275時間とするものをいい、「保育短時間」とは保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものとして、1月当たり平均200時間とするものをいう。
- 保育の提供を受ける子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、その保育の提供を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。なお、4月分から8月分までの徴収額にあつては、前年度分の市町村民税所得割課税額を基に、9月分から翌年3月分までの徴収基準額にあつては、当該年度分の市町村民税所得割課税額を基に決定するものとする。
- 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とする。ただし、市町村民税の所得割額が57,700円未満であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に2人目の小学校就学前の子どもに係る利用者負担額については、半額とし、3人目以降の小学校就学前の子どもに係る利用者負担額については、無料とする。なお、第2階層の世帯において、2人目以降については、無料とする。
- 子どもの属する世帯が次に該当する世帯で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。なお、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）の範囲で最年長の子から順に2人目以降の小学校就学前子どもに係る利用者

負担額については、無料とする。

- (1) 「母子世帯等」……………母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」……………次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」……………保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額（月額）			
	3歳以上児（2号認定）		3歳未満児（3号認定）	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3階層	0円	0円	0円	0円
第4階層	0円	0円	3,000円	2,900円
第5階層	0円	0円	4,000円	3,900円
第6階層の一部 (前年度分の市区町村民 税の所得割額が77,101円 未満)	0円	0円	9,000円	9,000円

6 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とする。ただし、市町村民税の所得割額

が57,700円未満であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に2人目の小学校就学前の子どもに係る利用者負担額については、半額とし、3人目以降の小学校就学前の子どもに係る利用者負担額については、無料とする。

7 ただし、給付単価を限度額とする。

利用者負担額減免申請書

施設名		児童名	
現在の利用者負担額	月額		円
負担可能の利用者負担額	月額		円
減免申請の理由 詳細に記入のこと	-----		

上記のとおり利用者負担額を減免願いたく申請いたします。

年 月 日

住 所 滑川町 _____
氏 名 _____ 印

(あて先)
滑川町長

利用者負担額減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

滑川町長 印

児童氏名			入所施設名	
利用者 負担額減免	現	階層	円	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> 該当せず
	新	階層	円	
減免期間	年 月 日から 年 月 日まで			
<p>備考 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対し、審査請求をすることができます。</p>				